

島根県中小企業 活性化協議会の ご 案 内

中小企業活性化協議会は公的な機関です

島根県中小企業活性化協議会は、松江商工会議所が中国経済産業局から委託を受けて島根県内の中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジまで、幅広く経営課題に対応するために設置された公正中立な機関です。

商工会議所、商工会、政府系金融機関、地域金融機関、弁護士会、公認会計士協会、中小企業診断協会等と連携し、地域の実情に応じた中小企業の再生を支援します。

第 1 次 段 階

窓口相談

まずはご相談
ください。

事業再生に意欲のある
中小企業の皆様に支援します。

たとえば、こんなお悩み
ありませんか？

メインバンクがなかなか条件
変更に応じてくれない。

金融機関に事業計画を
作るよう言われたが、
作り方がわからない。

資金繰りが苦しく
なり、借入金の返
済が困難になった。

具体的に何をどう
改善したら黒字に
なるんだろう。

☆その他、事業存続の見通しはあるものの、事業の見直しや、取引金融機関が複数あり調整が必要な場合など。

早期に適切な手を打つことが事業再生を成功に導く重要なポイントです。
できるだけお早めにご相談ください。

- 窓口相談は無料、相談企業の秘密は厳守します。
- ご相談には、事業再生の経験豊かな常駐専門家が対応いたします。

当協議会は、融資の斡旋を目的とした機関ではありません。ご了承ください。

ご相談にあたって準備していただくもの

- 相談申込書 ● 事業概要書 ● 借入金明細表
- 直近 3 期分の決算書のコピー ● 直近の試算表 ● 固定資産明細および担保の差し入れ状況
- 資金繰り表 ● 会社パンフレット ● その他 ご相談内容に応じて準備頂く資料などがございます。

これらの書式はホームページから
ダウンロードできます。
(<https://www.shimane-kyogikai.go.jp>)



第 2 次 段 階

※費用負担が発生する場合は、事前に相談させていただきます。

収益力改善支援

- 支援対象：有事に移行する恐れのある中小企業
※金融機関に対しリスケジュール等の金融支援を要請しない中小企業も支援の対象となっています
- 支援内容：収益力改善計画（収益力改善アクションプラン＋簡易な収支・資金繰り計画）を作成

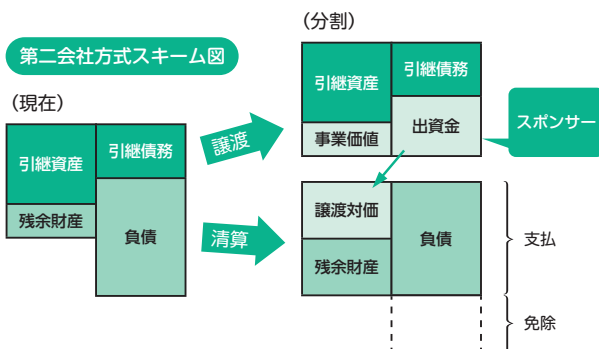
再生支援

- 支援対象：収益力のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業
- 支援内容：協議会が金融機関等の債権者の間に立って、再生計画案の合意形成に向けたサポートを実施

※ブレ再生支援：将来の本格的な再生計画策定を前提とした経営改善の支援も実施！

★再生イメージ★ 第二会社方式による事業再生

- 第二会社方式とは、会社法上の会社分割の手法を使って、正常な資産と負債のみをスポンサーが引継ぎ、事業と雇用を維持する再生手法です。
- 譲渡後の既存企業は、特別清算等の清算手続きに入ります。
- 清算手続きの中で、銀行借入等の負債は実質的に免除されますが、**保証債務は免除されない**ので、別途整理が必要となります。



1. 企業の資産負債から、事業継続に必要な資産負債及び、必要最低限の借入金を特定する。
 2. 事業価値を含めた資産と負債の差額を、出資金としてスポンサーが支払う。
 3. 既存企業は、残余財産と譲渡対価で借入金を返済し、残額は清算手続きにより免除を受ける。
- ※第二会社方式では、既存企業に残る負債は、金融負債のみとなるため、免除を受けた金融負債の保証債務は残る。
- ※保証債務は別途整理が必要となる。

再チャレンジ支援

- 支援対象：収益力の改善や事業再生等がきわめて困難な中小企業や保証債務に悩む経営者等
- 支援内容：弁護士等の専門家から再チャレンジに向けた助言を実施
個人破産回避のため、経営者保証ガイドライン等を活用し、弁護士等の外部専門家をサポート

保証債務の整理（経営者保証に関するガイドライン）

- 第二会社方式により、事業の継続、従業員の雇用の維持はできますが、**免除された借入金の保証は免除されない**ので、別途金融機関との交渉が必要となります。
- 経営者保証に関するガイドラインを利用することにより、以下のメリットがあります。
 1. 会社が廃業、法的整理となっても、**保証人個人の破産を回避できる**。
 2. 一定の範囲内で、破産時よりも資産を保証人の手元に残すことが可能。**（インセンティブ資産）**
 3. 資産処分、換価による一括弁済だけでなく、評価相当額の分割弁済も可能。
 4. 弁済可能な保証債務を超える部分の免除要請が可能。
- インセンティブ資産として認められるものは、破産法の自由財産に加えて以下のものが該当します。
 - 一定期間の生計費
 - 華美でない自宅
 - その他個別事情に基づく資産

※ガイドラインを活用して債務整理を行うには一定の要件があります。詳しくは、当協議会にお問い合わせ願います。

経営改善計画策定支援事業のご案内

早期経営改善計画策定支援（通称：ポストコロナ持続的発展計画事業）

経営を**早めの健康診断**と考え、気をつける点を知り、改善したい習慣等の見直しに役立ってます。

経営改善計画策定支援（通称：405 事業）

病院で診察してもらい処方を受けると考え、しっかりと経営問題をとらえて、経営改善に取り組みます。



協議会の担当者が計画内容の品質向上に資する意見・助言等を行います。
ただし、協議会が金融調整や成否などの責任を負うものではありません。

ご相談窓口

TEL.0852-23-0867



※相談内容によっては、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

令和 6 年 6 月作成